

平成 30 年台風 21 号に係る義援金振込口座の開設と 系統内為替手数料免除措置手続きのご案内について

労働金庫は、災害の人道支援のため、全国の〈ろうきん〉窓口からの会員団体等が開設した義援金振込口座への送金にかかる為替手数料について、免除措置をとっております。

これら活動を行われる会員団体等の活動につきまして、労働金庫としても、支援いたしております。以下に、義援金振込口座の開設手続等につきまして、ご案内いたします。

1. 義援金口座の開設の手続き

会員団体等が、標記災害の人道支援のため労働金庫に義援金口座を開設する場合には、労働金庫の支店で次の手続きをお願いいたします。

- ① 義援金口座開設の主旨を伝え、義援金専用の普通預金口座を開設する。

2. 為替手数料免除措置の手続き

上記開設口座への送金にかかる為替手数料を免除とする場合は、口座開設時に、次の書類の提出をお願いいたします。

- ① 口座開設団体の内容の分かる書類
- ② 義援金の具体的使途、寄付先、取扱期間等を記載した代表者名による手数料免除要請書

以上